守谷市地域包括支援センター運営協議会
R7-1（Ｒ７．５．１６）資料№６

地域密着型サービス事業所
「ナイス人生デザイン」の新規指定について

介護保険法上、市町村長は、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとあります。（介護保険法第 78 条の 2 第 7 項、介護保険法第 115 条の 12 第 5 項）

これを受け当市は、守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第８条において、地域密着型サービス（以下「サービス」という。）の指定、サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し市長に対し意見を述べるため並びにサービスの質の確保及び運営評価その他市長がサービスの適正な運営のために必要であると判断した事項について協議するため、協議会にサービスの運営に関する委員会を置いております。

協議事項

令和７年３月２７日付けで、「ナイス合同会社」より指定地域密着型サービス事業所指定申請書が提出されました。これに伴い「地域密着型サービスの運営に関する委員会」としての御意見をお願いいたします。

１	事業所名	ナイス人生デザイン
２	事業所の所在地	茨城県守谷市本町３７７番地の５
３	サービスの種類	地域密着型通所介護
４	指定年月日	令和　７年７日　１日
５	指定の有効期限	令和１３年６月３０日

- 申請のあった「ナイス人生デザイン」は、利用定員が１０名です。
- 書類審査及び現地確認（令和７年４月２３日実施）を行い、指定基準に適合していることを確認しております。
- 資料として、事業所概要を添付しております。

事　業　所　概　要
「ナイス合同会社　ナイス人生デザイン」

１	申請者名	ナイス合同会社
２	主たる事務所の所在地	茨城県守谷市本町３７７番地の５
３	法人代表者氏名	代表社員　田村　恵美
４	事業所名	ナイス人生デザイン
５	事業所の所在地	茨城県守谷市本町３７７番地の５
６	サービスの種類	地域密着型通所介護
７	指定年月日	令和　７年７月　１日
８	指定の有効期限	令和１３年６月３０日
９	利用者数の上限	１０人
１０	サービス提供時間	９時３０分から１６時３０分
１１	従業者数	８人 管理者兼生活相談員１人、 生活相談員兼介護職員１人、 生活相談員１人、 看護職員兼機能訓練指導員２人 介護職員２人 機能訓練指導員１人

１２　運営の方針

（１）利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の援助及び機能訓練などを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを基本方針とする。

（２）利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

（３）利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその目標を設定し、計画的に行う。

１３　事業所の特徴

当該事業所は古くからの住宅地に立地し、地域の方々との交流を図るのに適しており、広い駐車場を生かしたバザーの開催等も予定している。

ナイス人生デザイン

地図データ ©2025 20 m